

神奈川県にお住まいもしくは法人の本店がある動物取扱業者の方々へ

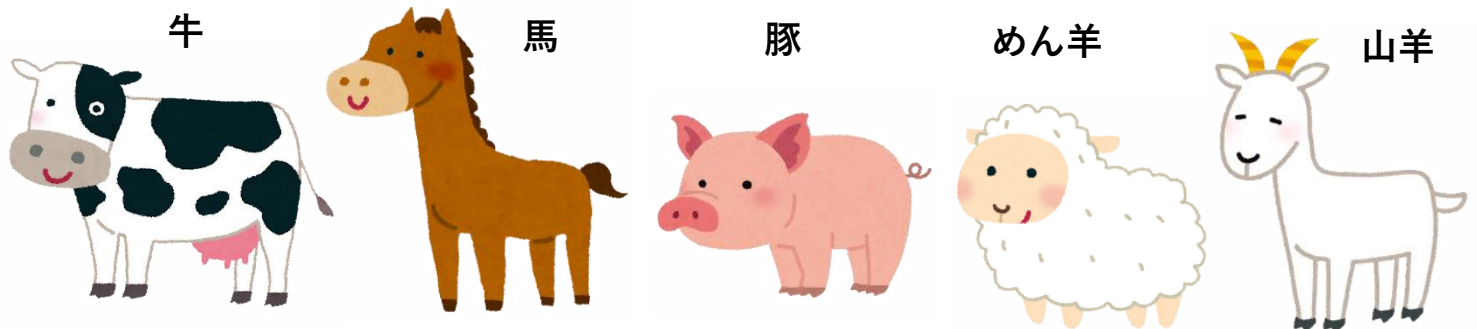
愛玩用でも家畜の取引には 家畜商免許が必要です！

ペットショップ等において家畜商法に規定された家畜の販売・交換等といった取引を行う場合、家畜商法に定める家畜商免許の取得が必要です。

家畜商法では、家畜の取引の公正を確保することを目的に、営利の目的をもって、対象家畜の取引を継続的かつ反復的に行う者（家畜商）について、家畜商免許の取得を義務付けています。

●対象となる家畜

家畜商法における「家畜」とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊の5種です。その用途について愛玩用と産業用を区別しないため、**愛玩用の山羊やミニブタ、ポニー等の取引についても対象**となります。



家畜商法上の家畜（5種）

●家畜商免許の申請方法

各都道府県で開催する「家畜商講習会」を受講の上、住所地（法人の場合は本店所在地）を管轄する都道府県へ家畜商免許証の交付申請が必要です。

※講習会は居住地に関わらず、いずれの都道府県でも受講可能です。
（一社）日本家畜商協会のホームページ（<http://www.jlda.or.jp/>）に
全国の講習会開催状況が掲載されています。

家畜商法の適用範囲については裏面をご確認ください➡

●家畜商法の適用範囲

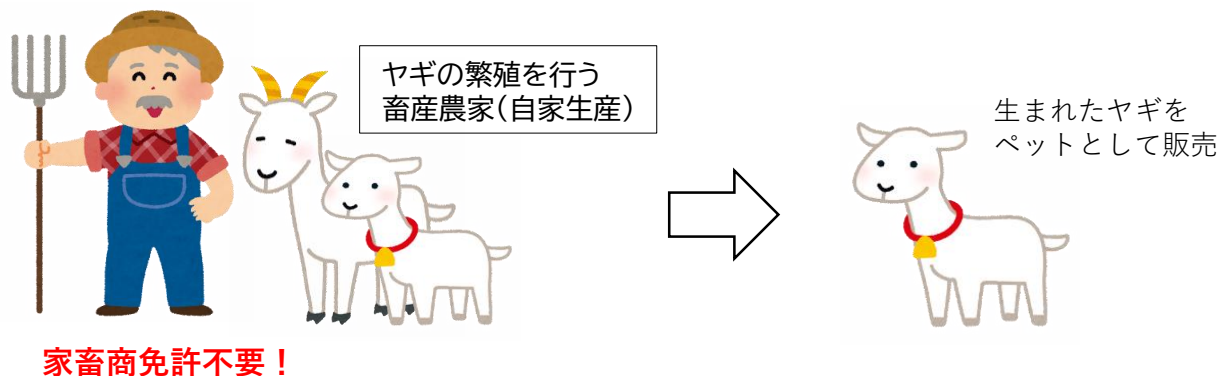
(家畜商免許が必要な家畜の取引について)

家畜商法では、家畜の生産者および取引の相手方の保護を念頭に、**営利目的で行われる家畜の売買、交換、あっせんの事業について規制対象**としています。

なお、自ら生産又は育成した家畜を出荷したり、自ら育成するために家畜を購入する農家は、規制の対象となりません。

参考例 1：自らの農場で生産した家畜を販売する場合

⇒その家畜の生産者（畜産農家）自身による取引には家畜商免許は不要です



参考例 2：外部から仕入れた家畜を販売する場合

⇒家畜商免許が必要な取引に該当します



家畜商免許取得に係るご相談については、お住まいの市町村を所管する以下の場所もしくは神奈川県畜産課までお問い合わせください。

問い合わせ先	電話番号	所管市町村
横須賀三浦地域県政総合センター農政部 地域農政推進課（横須賀合同庁舎内）	046-823-0210（代表）	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域県政総合センター農政部 地域農政推進課（厚木合同庁舎内）	046-224-1111（代表）	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市 綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター農政部 地域農政推進課（平塚合同庁舎内）	0463-22-2711（代表）	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域県政総合センター農政部 地域農政推進課（小田原合同庁舎内）	0465-32-8000（代表）	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町 山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
横浜川崎地区農政事務所 地域農政推進課（横浜農業合同庁舎内）	045-934-2372	横浜市、川崎市
環境農政局農水産部 畜産課 畜産環境グループ（新庁舎内）	045-210-4514	